



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社北弘電社
代表者名 代表取締役社長 脇田 智明
(コード番号 1734 札証)
問合せ先 経営企画本部 総務部 関根和彦
(TEL 011-640-2231)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 67 回定時株主総会(以下、「本株主総会」)において、株式併合及び定款の一部変更(単元株式数の変更等)について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株主併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、当社株式の売買単位あたりの株価の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社普通株式について 10 株を1株にする併合(以下「本株式併合」)を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 2,280 万株から 228 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	6,500,000 株
併合により減少する株式の数	5,850,000 株
併合後の発行済株式総数	650,000 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

(平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。)

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10 株未満	0 名(0%)	0 株(0%)
10 株以上	1,006 名(100%)	6,500,000 株(100%)
合計(総株主)	1,006 名(100%)	6,500,000 株(100%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は該当がございませんが、平成 29 年 9 月 30 日現在(実質上 9 月 29 日)の当社株主名簿において 10 株未満の株式のみをご所有の株主様は、株主として地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款の規定により、ご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定により、ご所有の単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、全ての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成 29 年 10 月 1 日)をもって、株式併合割合(10 分の 1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 10 月 1 日付)
22,800,000 株	2,280,000 株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款7条(単元株式数)を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分は変更箇所)

変更前	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2,280</u> 万株とする。 (単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>228</u> 万株とする。 (単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第5条及び第7条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案及び本定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成 29 年5月 12 日	取締役会決議
平成 29 年6月 27 日(予定)	株主総会特別決議
平成 29 年 10 月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月1日ですが、株式
売買後の振替手続きの関係により、札幌証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から
100 株に変更される日は平成 29 年9月 27 日です。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

✕

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に集約することを目標としています。

当社も、札幌証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

A. 株主様がご所有の当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元株未満株式の買取制度又は買増制度がご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 7 端数が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 27 日 定時株主総会決議日

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成 29 年 12 月上旬 端数相当分の処分代金のお支払い（予定）

Q10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

Q11 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A. 当社の株主優待制度につきましては、制度の変更はありません。優待内容及び所有株式基準は次のとおりです。

優待内容	所有株式数基準	
	平成 29 年 3 月末日付の 株主名簿に記載 (単元株式変更前・併合前)	平成 30 年 3 月末日付の 株主名簿に記載 (単元株式変更後・併合後)
クオカード 3,000 円分	1,000 株以上 5,000 株未満	100 株以上 500 株未満
クオカード 5,000 円分	5,000 株以上 10,000 株未満	500 株以上 1,000 株未満
クオカード 10,000 円分	10,000 株以上	1,000 株以上

【お問合せ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

記

「特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）」

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上